

公益社団法人埼玉県農林公社社営林事業等指名競争入札執行要領

（趣 旨）

第1条 この要領は、公益社団法人埼玉県農林公社（以下「公社」という。）が発注する社営林事業及び県営林事業の請負、その他業務委託の契約に係る指名競争入札を公正かつ円滑に執行するため、必要な事項を定めるものとする。

（入札参加者の指名）

第2条 入札参加者は林業に関する知識を有し、信用確実で実行能力があると認められる、森林組合等の中から選定し、なるべく5者以上を指名するものとする。

（指名及び入札通知）

第3条 理事長は、その入札に指名された旨及び入札の対象、入札日時、入札場所その他入札執行に関し必要な事項を入札参加者に通知するものとする。

（設計図書等）

第4条 入札に参加するために必要となる設計図書、仕様書、その他入札金額の見積に必要な図書は、電子メール等で送付する。

2 入札参加者からの質問及び回答は、電子メール等によりすべての入札参加者に周知するものとする。

（入札準備）

第5条 入札執行者は、入札の執行が適正に行われるような場所を選定するものとともに、入札執行側と入札参加者側の配置について、十分配慮するものとする。

（入札の執行）

第6条 入札執行者は、あらかじめ通知した時間になったとき開始を告げ、当該事業の名称及び場所並びに入札参加者を読み上げて、その確認を行うものとする。

2 前項の確認後の入札の参加は認めないものとする。

3 入札参加者は1業者1名とし、入札執行途中での退室は認めないものとする。

4 入札は、入札書（標準様式第1号）に必要事項を記載させ記名押印の上封書にして、入札箱に投入させなければならない。

5 入札は代理人として行わせることができる。この場合入札執行者は入札前に委任状（標準様式第3号）により代理人であることを確認しなければならない。

6 入札参加者がいったん提出した入札書及び入札金額見積内訳書の書換え、引換え又は撤回はできない。

（入札の辞退）

第7条 入札の辞退は、次の各号に掲げるところにより取り扱うものとする。

（1）入札執行前にあつては、入札辞退届（標準様式第4号）を提出させる。

（2）入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を直接提出させる。

2 前項により入札を辞退した者について、これを理由として以後の入札参加等について、不利益な取扱いを行わない。

(入札の取りやめ等)

第8条 入札執行者は、入札参加者が連合し、又は妨害、不正行為等により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又入札の執行を延期若しくは取りやめることができる。

(開札)

第9条 開札は入札後直ちに当該入札場所において、入札者立会いのもとに行わなければならない。

2 前項開札の場合、入札参加者の立会いを欠いたときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

3 入札執行者は、開札を宣した上、直ちに入札書を開封し、その適否の審査を行わなければならない。

4 入札執行者は、開封した入札書を入札価格順に整理するものとし、予定価格の封書を開封して、入札価格との対比（最低制限価格を設けている場合はこれとの照合）を行わなければならない。

5 開札結果は、入札価格の低いものから順次その入札参加者名及び入札価格を発表するものとする。この場合において最低制限価格を設けた場合で落札者がなく、最低制限価格未満の入札があったときは、その入札価格は発表しない。

(入札の無効)

第10条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 入札者の押印のない入札書による入札

(2) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札

(3) 押印された印影が明らかでない入札書による入札

(4) 入札に参加する資格のない者がした入札

(5) 記載すべき事項の記入のない入札書又は、記入した事項が明らかでない入札書による入札

(6) 代理人で委任状を提出しない者がした入札

(7) 他人の代理を兼ねた者がした入札

(8) 2通以上の入札書を提出した者が入札、又は2以上の者の代理をした者がした入札

2 前各号に定めるもののほか、指定した事項に反した者がした入札

(落札者の決定)

第11条 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者（制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者）を落札者とする。

2 落札を決定した場合は、当該入札場所において入札参加者にその旨を発表する。

3 落札者が免税事業者の場合は、免税事業者届出書（標準様式第5号）を徴収するものとする。なお、提出がない場合は、課税事業者として扱うこととする。

(くじによる落札者の決定)

第 12 条 入札執行者は、落札とすべき同額の入札をした者が 2 人以上いるときは、くじにより、落札者を決定する。

(再度入札)

第 13 条 入札執行者は、開札後予定価格の範囲内の入札（最低制限価格を設けた場合にあっては予定価格の範囲内で最低制限価格以上の入札）がないときは、直ちに再度入札を行うものとする。

2 再度入札は 2 回とする。

3 再度入札に参加することができる者は、前回の入札に参加した者（最低制限価格を設けた場合にあっては、最低制限価格を下回らない入札をした者）に限る。

(不落時の取扱い)

第 14 条 入札執行者は再度入札によっても、なお落札者がいないときは、入札を打ち切り、改めて当該入札参加者以外の者による指名競争入札に付するほか、見積書（標準様式第 2 号）を徴し随意契約とすることができる。

2 前項の規定による随意契約の相手方とすることができる者は、再度入札に参加したものとする。この場合、再度入札において無効の入札をした者は、随意契約の相手方とすることができない。

(その他)

第 15 条 この要領に定めのない事項は、公社が規定する諸規程の例によるものとする。

附 則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、公益社団法人埼玉県農林公社設立登記の日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年 5 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年 8 月 1 日から適用する。

(標準様式第 1 号)

入 札 書

- 1 事業名（業務名）
- 2 事業箇所（業務箇所）
- 3 入札金額

公益社団法人埼玉県農林公社財務規程に従い、埼玉県農林公社造林事業請負契約書（案）（委託契約約款）、設計図書及び場所等を熟知したので入札します。

年 月 日

住 所
名称・商号
氏 名

印

上記代理人
氏 名

印

公益社団法人埼玉県農林公社
理事長 様

（注意事項）

- 1 金額は算用数字で記入し、頭部に¥を付記すること。
- 2 代理人による入札の場合の印は、代理人印のみでよいこと。
- 3 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(標準様式第 2 号)

見 積 書

1 事業名 (業務名)

2 事業箇所 (業務箇所)

3 見積金額

公益社団法人埼玉県農林公社財務規程に従い、埼玉県農林公社造林事業請負契約書 (案)
(委託契約約款)、設計図書及び場所等を熟知したので見積りします。

年 月 日

住 所

名称・商号

氏 名

印

上記代理人

氏 名

印

公益社団法人埼玉県農林公社
理事長 様

(注意事項)

- 1 金額は算用数字で記入し、頭部に¥を付記すること。
- 2 代理人による見積りの場合の印は、代理人印のみでよいこと。
- 3 随意契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって見積価格とするので見積者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。

(標準様式第3号)

入札（見積）委任状

私は、
権限を委任します。

印 を代理人と定め、下記の事業に関する入札（見積）の一切の

記

1 事業名（業務名）

2 事業箇所（業務箇所）

年 月 日

住 所
名称・商号
氏 名

印

公益社団法人埼玉県農林公社
理事長 様

（注意事項）

- 1 委任者の印は、法人にあってはその権限を有する者の印とする。
- 2 受任者の印は、認印でも差し支えない。

(標準様式第4号)

入札辞退届

下記案件について指名通知を受けましたが、都合により入札を辞退します。

記

1 事業名（業務名）

2 指名通知日 年 月 日

年 月 日

住 所
名称・商号
氏 名

印

公益社団法人埼玉県農林公社
理事長 様

(標準様式第 5 号)

免税事業者届出書

年 月 日

公益社団法人埼玉県農林公社
理事長 様

住 所
名称・商号
氏 名

印

下記の期間については、消費税法の免税事業者（同法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者）となる予定であるのでその旨届出します。

記

課税期間 自 年 月 日
至 年 月 日

※ 課税期間は法人の場合は事業年度(決算日の翌日から決算日までの期間)、個人の場合は暦年を記入する。